

# 第2次城陽市人権教育・啓発推進計画

2016年(平成28年)3月

城陽市

あいさつ



21世紀は、「人権の世紀」といわれて、はや15年が経過しました。

本市では、「人権の尊重」を市政の基本姿勢として、また、すべての市民の人権が尊重される社会を目指し、人権教育・啓発活動を積極的に推進してきたところであります。

しかしながら、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者等の人権などに関するさまざまな問題や、社会情勢や国際情勢の変化、人々の意識等も反映して、新たな問題が顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しており、依然として多くの課題が存在しています。

市民一人ひとりが、自身の人権だけでなく、他者の人権についても、正しい認識を持ち理解を深めることが重要であり、お互いに人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現に向けて、さらなる施策の推進が求められており、今後におきましても、すべての人びとの人権が尊重され、人間性豊かに暮らすことができる城陽市を築き上げていくことが、この時代を生きる私たちの責務であると考えています。

そのため、「城陽市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に実効性のある施策を進めることができるよう、「第2次城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、人権教育・啓発を積極的に推進し、すべての市民の人権が尊重される地域社会を築いてまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2016年（平成28年）3月

城陽市長 奥田 敏晴

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1	国際的な人権尊重の流れ	1
2	国内の動向	2
3	市の取組	2
<b>第2章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>3</b>
1	計画改定の趣旨	3
2	計画の目標及び性格等	4
	(1) 計画の目標	4
	(2) 計画の性格	4
	(3) 計画期間	4
	(4) 人権教育・啓発について	4
3	人権教育・啓発推進の基本方針	4
<b>第3章</b>	<b>人権問題の現状等</b>	<b>6</b>
1	同和問題	7
2	女性	7
3	子ども	9
4	高齢者	11
5	障がいのある人	12
6	外国人	13
7	感染症・ハンセン病患者等	14
8	さまざまな人権問題	15
9	社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	17
<b>第4章</b>	<b>人権教育・啓発の推進</b>	<b>21</b>
1	啓発の推進体制	21
	(1) 推進体制	21
	(2) 計画に基づく施策の点検・評価	22
2	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	22
	(1) 就学前の教育・保育施設	22
	(2) 学校	22
	(3) 地域社会	24
	(4) 家庭	25
	(5) 企業・職場	25

3	人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	26
	(1) 市職員	26
	(2) 教職員・社会教育関係職員	27
	(3) 医療関係者	27
	(4) 保健福祉関係者	28
	(5) メディア関係者	28
4	指導者の養成	29
5	人権教育・啓発資料等の整備	29
6	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	29
7	人権に関する相談の充実	29
用語解説		30
参考資料		41
	○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	41
	○世界人権宣言	42

# 第1章 はじめに

## 1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けての活動を展開してきました。

特に、1994年（平成6年）の第49回国連総会では、人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、決議された「人権教育のための国連10年」（1995年（平成7年）から2004年（平成16年）まで）の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた2004年（平成16年）12月には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

そのようなことから、2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））に基づく取組が推進され、2015年（平成27年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の取組が進められています。

## 2 国内の動向

---

国においては、1995年(平成7年)12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年(平成9年)3月には、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進は国の責務と位置付けられました。また、同年7月には、国内行動計画が策定されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、2002年(平成14年)3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

近年では、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」の制定など、さまざまな人権問題に関わる新しい取組が進められています。

さらに、2011年(平成23年)に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動など相互扶助の意識が高まっています。

また、京都府においては、1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が、2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進されています。

世界人権宣言の採択から65周年に当たる2013年(平成25年)11月に、京都府、京都市、京都地方法務局及び(公財)世界人権問題研究センターの4者による「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されるなど、国や研究機関などの諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。

2015年(平成27年)12月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定されました。

## 3 市の取組

---

本市においては、市の最上位計画である「第3次城陽市総合計画」(2007年(平成19年)12月策定)において、「市民と進めるまちづくり」を目標に掲げ、「人権と平和を尊重したまちづくりを推進する」「男女共同参画社会の実現を図る」ため、今日まで平和教育、人権教育・啓発の推進などに取り組んできました。

2000年(平成12年)12月には、あらゆる差別と偏見をなくし、市民が相互に個人の尊厳を尊重しあう明るい社会を実現するためには、市民一人ひとりが自らの課題として「人権」に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別や偏見をなくすための意識を培うことが大切であるとの基本的な考えのもと、人権教育・啓発の基本的指針と

して「人権教育のための国連10年城陽市行動計画（以下「城陽市行動計画」という。）」を策定し、関係機関等と連携を図りながら取組を推進してきました。

城陽市行動計画の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても、基本方針を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるため、2006年（平成18年）3月に、「城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めてまいりました。

一方で、2008年（平成20年）4月に、関係機関等が連携した効果的な啓発等を推進するため、山城地域の市町村と民間団体、企業により、「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねつとやましろ）」が設立され、広域的な人権啓発を推進してきました。

2015年（平成27年）に実施した「まちづくり市民アンケート」において、「人権は尊重されていますか」との問いに関して、71.5%が「そう思う」「ややそう思う」と回答されており、2005年（平成17年）における58.8%に比べ人権尊重の意識は高くなってきていますが、第3次城陽市総合計画における2016年（平成28年）の目標値である80.0%は達成できていません。

そのようなことから、市民一人ひとりが、自身の人権だけでなく、他者の人権についても、正しい認識を持ち理解を深めることが重要であり、お互いに人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現に向けて、さらなる施策の推進が求められています。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画改定の趣旨

本市においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

2006年（平成18年）3月には、「城陽市行動計画」を継承・発展させた「城陽市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

これらの取組により、市民の人権問題に対する意識は着実に高まってきましたが、「人権の世紀」といわれる21世紀を迎えた現在においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者等の人権などに関するさまざまな問題が依然として存在しており、近年では、インターネット上での掲示板等への悪質な書き込みや戸籍等の不正取得などの事象も発生しています。

また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、「城陽市人権教育・啓発推進計画」を改定することとしました。

## 2 計画の目標及び性格等

---

### (1) 計画の目標

この計画は、「城陽市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を本市において構築することを目標とします。

なお、人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

### (2) 計画の性格

この計画は、「城陽市人権教育・啓発推進計画」の後継計画であり、「人権教育・啓発推進法」第5条に規定する地方公共団体の責務として、今後、本市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

### (3) 計画期間

この計画の目標年次は2025年度(平成37年度)までとします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### (4) 人権教育・啓発について

この計画における「人権教育・啓発」とは、国連の「人権教育」の定義である「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と同様の意味で使用します。

一般的に「教育」と「啓発」は、その言葉が使われる場面によって重なり合う部分があり、両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を提案する実践的な観点から、必要に応じて「人権教育」と「人権啓発」を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは「市民に人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」をいいます。

## 3 人権教育・啓発推進の基本方針

---

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の基本方針に基づいて推進します。

#### ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

#### ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

#### ③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

#### ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

### 第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指すことが求められています。

国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。」とされています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他者の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、一人ひとりを大切にされた教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深めながら、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、関係機関等と連携を図って人権教育・啓発を推進していく必要があります。

## 1 同和問題

---

### 【現状と課題】

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備は、概ねその目的を達成したとして、2002年(平成14年)3月をもって終了しました。特別法による対策事業終了後は、近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、課題解決に向けては、現行制度を的確に運用した取組が必要となっています。

本市においては、今日まで、同和問題の解決は行政の責務であるとの認識の下に、啓発事業を中心に取り組んできました。具体的には、一般市民だけではなく市内の企業に対して啓発事業を実施するとともに、市職員には職員研修をはじめあらゆる機会を通じて啓発を行っています。

同和問題に関する差別意識や偏見は、この間、人権教育・啓発の取組を進める中で徐々に解消しているところではありますが、一方で、府民調査では、依然として、就職や結婚問題を中心に根強く存在していることがうかがわれ、戸籍謄本等不正取得事件や土地調査問題、インターネットを利用した差別的情報の掲載等の事象も発生しています。

このようなことから、今後とも、同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発の推進が求められています。

### 【取組の方向】

同和問題は、基本的人権に関わる問題であり、人権を尊重するという視点から、1996年(平成8年)の地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識のもと、同和問題を人権問題の重要な柱として、これまで展開してきた取組の成果等を活かしながら、差別意識や偏見の解消に向け、「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねつとやましろ)」等の関係組織と連携し、広域的に、効果的な人権教育・啓発活動を積極的に推進します。

## 2 女性

---

### 【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取り扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状

況です。

これまで、女性の人権問題については、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議において採択された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」とうたわれ、それらを背景に、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。このようなことから、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が国の最重要課題であると位置付けられ、2015年(平成27年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が施行されるとともに、2001年(平成13年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。

本市では、1989年(平成元年)に「城陽女性プラン」を、2000年(平成12年)には「城陽市女性行動計画さんさんプラン」を、また、2010年(平成22年)には「第3次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」を策定しました。

一方、2005年(平成17年)には、本市における男女共同参画の推進の基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めた「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を施行し、さらには、2006年(平成18年)に、男女共同参画社会の実現のため、活動の拠点となる施設「城陽市男女共同参画支援センターぱれっとJOYO」を設置するなど、さまざまな取組を進めてきたところですが、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、性に起因する差別的な取り扱いや女性に対する暴力、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)等、依然として課題も多く、引き続き「城陽市男女共同参画を進めるための条例」に基づき、男女の人権が尊重される社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画を推進する取組が必要です。

## 【取組の方向】

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担意識を背景とした差別的取り扱いなどの課題が残されています。

こうした認識の下、本市では、「城陽市男女共同参画を進めるための条例」において、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」など6つの基本理念を定めています。これらの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を、男女共同参画支援センターぱれっとJOYOを拠点として実施し、職場や地域で女性が活躍できるための環境整備や男女の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、暴力の根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を一層強化し、引き続き、相談や一時保護、自立支援など被害者支援に取り組むとともに、交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。

また、元配偶者や元恋人の情報や写真などを、インターネットに流出させる等の嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）などについても、人権教育・啓発を通じて、こうした人権侵害行為の防止に努めるとともに、警察等関係機関と連携して、被害者への適切な支援を行います。

同時に、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントの防止についても、府や関係機関と連携し、人権教育・啓発に努めます。

さらには、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、保育・介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援に努めます。

### 3 子ども

---

#### 【現状と課題】

子どもの人権等については、日本国憲法をはじめ、児童福祉法、児童憲章、教育基本法などにおいて基本原則ないし理念が示され、また1989年(平成元年)に国連総会において、子どもの人権を世界規模で守っていこうとする「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国でも1994年(平成6年)に批准されています。

本市においては、1999年(平成11年)に「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」を基本理念に挙げた「城陽市子育て支援計画」を策定し、家庭や地域社会において、子どもが心身ともに健全に成長できるよう、また、子どもの意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を身につけ実践できるための環境づくりを推進してきました。

子どもを取り巻く環境は懸念すべき状況にあり、インターネット上の有害情報の氾濫や児童虐待問題が社会全体の問題となっているほか、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などの子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。こうしたことから、1999年(平成11年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行され、続いて2000年(平成12年)には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

2003年(平成15年)には、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、2012年(平成24年)には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015年(平成27年)4月から、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。

2013年(平成25年)には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」が施行され、2014年(平成26年)には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

本市においても、国の動きを踏まえ、2005年(平成17年)に次世代育成支援対策推進法に基づく、「城陽市次世代育成支援推進事業行動計画（じょうよう冒険ランドプラン）」を策定し、子育て支援施策に取り組んできたところです。さらに、これまで取

り組んできた子育て支援施策を引き続き推進するとともに、子ども子育て支援法に基づく「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を2015年(平成27年)に策定し、子育てに対する孤立感を抱える家庭への支援をはじめ、地域ぐるみの子育てに参加する環境づくりなど、市民、企業等関係団体、行政が協働し、全ての子どもの健やかな成長を実現するため取組を進めています。

また、いじめ・体罰等は依然として深刻な問題であり、情報化の進展に伴いSNSでのいじめ等も発生しています。そのような中、「いじめ防止対策推進法」に基づき、2014年(平成26年)に「城陽市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を総合的に進めています。

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会全体で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、違いを認め合える人として成長できる環境づくりが大切です。

## 【取組の方向】

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立って、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を身につけ実践できるための環境づくりをさらに推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

児童虐待への対応については、子どもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つであることから、地域や事業所、NPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

近年、いじめが増加するとともに、いじめが原因で自ら命を絶つ児童・生徒は少なくありません。児童・生徒がそれぞれの個性を尊重しあい、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、「城陽市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期解消に引き続き取り組みます。

さらに、インターネットやSNSでのいじめについては、京都府と連携した「ネットいじめ通報サイト」の開設、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールを引き続き行うほか、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者を対象とした京都府の相談窓口などについて情報提供を図るなど、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進します。

また、いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、青少年の自主性や主体性を尊重した青少年健全育成施策を推進するとともに、学校、家庭、地域社会が連携した取組の充実を図ります。併せて、教職員による児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた具体的取組や教職員への研修を充実させます。

児童ポルノ問題については、その根絶と被害をなくすため、2014年(平成26年)に改

正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもに関わるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進するとともに、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校を拠点とした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援など、総合的な取組を推進します。

## 4 高齢者

---

### 【現状と課題】

家庭における扶助や介護の機能低下などを背景に、高齢期における最も大きな不安要素となっていた介護については、社会全体で介護を支える仕組みとして、介護保険制度が2000年(平成12年)4月から導入されました。

本市においては、2000年(平成12年)に介護保険事業計画を含む「城陽市高齢者保健福祉計画」を策定し、3年ごとに計画を見直し保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を積極的に進めてきました。

わが国の高齢化は急速に進行しており、今後もさらに進行する見込みです。これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯や認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、今後もさらに増加すると予測されていることから、高齢者が社会参加でき、いきいきと暮らしていける社会に向けた取組が一層必要となっています。

また、家庭や施設で介護を受けている高齢者に対する身体的虐待や養護を著しく怠るネグレクト等の増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、2006年(平成18年)に高齢者の虐待防止や早期発見、養護者の支援などを定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルにより、いきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

### 【取組の方向】

「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」に基づき、できるだけ多くの高齢者が健康でありつづけ、また、支援が必要となっても安心して地域で住み続けることができるように、いつまでも、やりがいや生きがいを持って生活することができるよう、生涯現役社会の実現に取り組むとともに、支援を必要とする高齢者を介護サービスだけでなく、地域社会で支える体制づくりを推進します。

さらに、高齢者虐待防止の取組や成年後見人制度の周知を図るとともに、緊急時の措置体制・高齢者虐待防止ネットワーク等連携体制の強化を図ります。

これらの諸施策を通じて、「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるま

ちづくり」を実現するため、市民一人ひとりが互いに助け合い、支えあいながら安心して暮らせる体制づくりの推進に努め、高齢者の健康や生きがいづくり、権利擁護に取り組めます。

## 5 障がいのある人

---

### 【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

障がいのある人等に対する理解については、特に精神障がいのある人や難病患者等は、障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止について、合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律(障害者優先調達推進法)」などさまざまな法整備が行われました。

本市においては、これら新たな法制度の状況等を踏まえ、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、「城陽市障がい者計画」(2012年(平成24年))に基づき、障がい及び障がいのある人に対する「理解と交流の促進」に向けたふれあい、交流の場づくりの推進や、福祉のまちづくりの推進などの生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障がいのある人の権利擁護に向けた取組を推進してきました。

さらに、手話が言語であるとの認識に基づき、京都府内で初となる「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」を2015年(平成27年)4月から施行し、手話への理解促進及び手話の普及を図り、手話の使いやすい環境整備に向け取組を進めているところです。

また、障がいのある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も発生していることから、引き続き虐待を受けた障がい者や養護者に対する支援が重要となっています。

### 【取組の方向】

「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の考え方は、日常生活に浸透してき

ていますが、障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

障がいのある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まっていますが、障がいについて十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。そのようなことから、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するため「城陽市障がい者計画」に基づき取組を推進します。

また、「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」の普及啓発を図るとともに、虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「障害者虐待防止法」に基づき、市、関係機関、事業所と連携して虐待防止の推進に努めます。さらに、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

## 6 外国人

---

### 【現状と課題】

外国人の人権問題とは、日本の国籍を持っていない人がわが国で生活するうえで言葉や文化、習慣等の違いに起因した誤解・偏見により差別を受ける問題です。

わが国は、国連において採択された「国際人権規約」及び「人種差別撤廃条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

本市においては、姉妹都市（大韓民国慶山市・アメリカ合衆国バンクーバー市）等との城陽市国際交流協会が主体となった市民の草の根交流への支援や外国籍住民に対する日本語教室の実施、さらには、学校教育における国際理解教育や、英語指導助手（AET）の積極的活用など、国際化に対応した社会環境づくりに努めています。

本市における外国籍住民数は、2015年（平成27年）12月末現在で578人と本市人口の1.0%弱となっています。その中では、戦前・戦後の歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、フィリピン、カンボジア、ベトナム、インドネシアなどの人々となっている状況です。

このような中で、言葉や生活習慣などの違いから、住居、教育、労働、地域交流など日常生活を送るうえで、さまざまな問題が発生しています。

今後、外国人であるがゆえの差別や偏見の解消に向けて、異なる国籍・文化的背景をもった人々が、さまざまな文化や多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊重しあい、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

また、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く市民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する差別意識や偏見を生じさせることにも繋がりがねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

## 【取組の方向】

市民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは、自らの人生をより豊かにします。また、外国籍住民が市民の一員として地域づくりに参加し、多様な感性や能力を発揮することは、地域の活性化や国際化の大きな力となります。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍住民の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、関係機関等と連携しながら、効果的な啓発に努め、多文化共生のまちづくりを進めていきます。

## 7 感染症・ハンセン病患者等

---

### 【現状と課題】

現在、さまざまな感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方々がおられ、患者や家族の中には、病気に対する誤った知識や理解不足による差別や偏見を受けることがあり、肉体的、精神的な負担となっています。

とりわけ、エイズやハンセン病については、次のような現状や課題があり、府や関係機関等と連携しながら差別や偏見の解消に向けて取り組んでいます。

#### （エイズ（A I D S、後天性免疫不全症候群））

新規エイズ患者・H I V感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってH I V感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・H I V感染者に対する差別や偏見の解消に取り組んでいます。

#### （ハンセン病）

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年(平成13年)に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年(平成8年)に廃止されましたが、

2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な差別や偏見が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

### 【取組の方向】

#### (エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群))

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

差別や偏見の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取り扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した取組を府と連携しながら推進します。

#### (ハンセン病)

ハンセン病に関する正しい知識の普及により、差別や偏見を一刻も早く解消するため、府と連携しながら啓発活動を推進します。

## 8 さまざまな人権問題

### 犯罪被害者等

#### 【現状と課題】

犯罪被害者とその家族は、生命、身体及び財産に対して被害を受けるだけでなく、犯罪行為にあったことにより、精神的にショックを受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、経済的に困窮する場合があります。

また、捜査や裁判の過程で精神的負担を感じたり、一部のメディアによる行き過ぎた取材などにより、プライバシーの侵害など新たな問題に苦しむ場合があります。特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

このようなことから、2000年(平成12年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」が施行され、2001年(平成13年)には「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正されたほか、2005年(平成17年)には「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、次々と犯罪被害者等の権利や利益を保護する制度の整備がされてきました。

本市では、2010年(平成22年)「城陽市犯罪被害者等支援条例」を施行し、人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援の充実等に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図っています。

#### 【取組の方向】

「城陽市犯罪者被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援のための施策が円滑に実施されるよう、警察をはじめ、京都府犯罪被害者支援連絡協議会等の関係機関と連携し、地域全体が被害者をサポートできる環境づくりと効果的な被害者支援活動に努めます。

また、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」と連携し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

さらに、府や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日まで）等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、市民理解の促進を図ります。

## 性同一性障がい、性的指向

### 【現状と課題】

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

2004年（平成16年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障がいなどの児童・生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

### 【取組の方向】

性同一性障がいのある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえ、社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性同一性障がいや性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための啓発を推進します。

## その他の人権問題

### ホームレス

近年のわが国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの方は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生

じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、市民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう、住宅、就労、医療などさまざまな支援が必要であり、2002年（平成14年）に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、関係団体が連携・協力しながら、ホームレスの自立支援に努める必要があります。

### 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い差別意識や偏見等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

### アイヌの人々

アイヌの人々については、理解が十分でないため就職や結婚などにおいて差別や偏見が依然として存在しています。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及・啓発の推進に努める必要があります。

### 婚外子

婚外子（嫡出でない子）については、相続等の法的な問題が指摘されています。民法や戸籍法施行規則の改正により、相続分や、戸籍上の続柄の記載が嫡出子と同じ取り扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に差別や偏見を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

### 北朝鮮による拉致問題

北朝鮮による拉致問題は重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべくさまざまな取組が行われています。

2006年（平成18年）には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務等が定められました。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

## 9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

---

### インターネットにおける人権の侵害

#### 【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなどさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・

集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

さらに、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、市民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

## 【取組の方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、市民に対して、インターネットの仕組みと危険性について周知し、安心してインターネットが利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)の向上を図ります。

また、個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、府等と連携して、ライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

## 個人情報保護

### 【現状と課題】

現代における通信技術の発達等による情報化の進展は、大量かつ広範な情報処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、われわれの生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害される恐れが生じることとなりました。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

そこで、国においては、2003年(平成15年)個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定し、事業者は、この法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等の義務が課せられることとなりました。

市においても、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2005年(平成17年)に「城陽市個人情報保護条例」を施行し、本市における個人情報の取り扱いの適正化に努めてきたところです。

## 【取組の方向】

「城陽市個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害に関わる極めて深刻な問題です。市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となる恐れがあることについて、市民等への啓発を図ります。

また、身元調査などの目的による、戸籍謄本や住民票の写しなどの不正取得を抑止するため、2014年(平成26年)6月から導入した「事前登録型本人通知制度」の周知を図り、啓発等に取り組みます。

## 安心して働ける職場環境の推進

### 【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（2007年（平成19年））では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化していることから、本市では、ハラスメント防止対策に取り組むほか、2010年(平成22年)に策定された「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」や「第3次城陽市男女共同参画計画さんさんプラン」に基づき、関係機関と連携して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進めてきましたが、更なる推進が必要です。

### 【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、府・関係機関・市民団体等と連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

また、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、企業に対する啓発を推進します。

## 自殺対策の推進

### 【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、自殺対策の推進に努める必要があります。

### 【取組の方向】

自殺の防止等に関し、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなどの人材の確保、養成等を実施します。

また、自殺につながる暮らしの中の不安や孤立の解消に向け、自殺対策に関する普及啓発を推進するとともに、電話相談窓口「グリーンコール」を周知するなど、相談、支援体制の啓発を図り、市民の理解促進に努めます。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

ここで取り上げた人権問題のほかにも、台風や豪雨、地震などによる被害では、高齢者や障がいのある人、乳幼児など災害時避難行動要支援者が被災する事態が全国で発生しており、その避難対策は喫緊の課題です。災害時避難行動要支援者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう訓練の実施や人材の育成、福祉避難所の整備等の取組を推進する必要があります。

今後、社会状況の変化等に伴い、さまざまな人権問題が顕在化することも予想されることから、常にその状況に留意し、啓発等の取組を推進します。

## 第4章 人権教育・啓発の推進

市においては、前章で掲げた同和問題などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発推進の基本方針」に基づき、市民それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして取組を進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざまなメディアを活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

### 1 啓発の推進体制

#### (1) 推進体制

- ① 城陽市人権教育・啓発推進計画推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。
- ② この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨を広く市民に周知するとともに、人権教育・啓発の施策等に関する市民意識の把握に努めます。
- ③ 関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、府、近隣市町村等との連携を図り、「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましろ)」を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、関係団体、企業、NPOなどの民間団体等におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施団体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

- ④ この計画の趣旨を踏まえ、本市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

## (2) 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての市民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、必要に応じて人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、城陽市人権教育・啓発推進計画推進本部に報告するなど、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検・評価を行います。

## 2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

### (1) 就学前の教育・保育施設

#### 【現状と課題】

就学前の教育・保育施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場です。人と人との関わりの中で受け入れられ、人への信頼感を持つことにより、周りの人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや、友達との関わりを深め、思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育み、豊かな人間性を持った子どもの育成に努め、生活や遊びを通して教育・保育活動を推進しています。

また、教育・保育に関わる職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

#### 【取組の方向】

大人や他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動の一層の推進に努めます。

また、教育・保育に関わる職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるように、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

### (2) 学校

#### 【現状と課題】

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等など学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

しかしながら、児童生徒が、同和問題などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成に課題が見られます。さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身につけていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題も指摘されています。

とりわけ、体罰は児童生徒への重大な人権問題であるにも関わらず、体罰事象が一掃されていないという課題があります。

また、いじめは決して許されない人権侵害であるにも関わらず、根絶にはいたっていません。

## 【取組の方向】

学校教育においては、国・府・市がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営むうえで、必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていくことが必要です。

学校においては、「学習指導要領」や京都府「指導の重点」、城陽市「学校教育指導の指針」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的認識に立ち、府との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなどを視点として、一人ひとりを大切にしたい教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、成果を市内全体の学校に波及させるよう、効果的な教育実践や学習教材等の充実・整備に努めます。
- ③ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

- ④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 人権教育に関わる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。
- ⑥ 体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のため、「城陽市いじめ防止基本方針」等に基づき校内研修の充実に努めます。

### (3) 地域社会

#### 【現状と課題】

地域社会は、さまざまな人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感を育む大切な場でもあります。

本市では、生涯の各期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めてきましたが、地域社会には、同和問題などさまざまな人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発についての正しい考え方が十分に浸透していないという問題も指摘されています。したがって、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供の充実に努めるとともに、市民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年などにボランティア活動などの体験活動の機会を提供し、あらゆる人々との交流を促進するとともに、さまざまな市民活動への支援を通じて、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や市民自らの自主的な取組を促すことも重要です。

#### 【取組の方向】

市民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを進めるため、2008年(平成20年)に策定した「城陽市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実に努めていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、文化パーク城陽やコミュニティセンターなどの生涯学習施設を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習プログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の充実に努めます。
- ④ 市民活動支援センターによる、市民活動への参画の機会と情報の提供に努めます。

## (4) 家庭

### 【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育み、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス（DV）、高齢者に対する虐待など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

また、身近な人から親が子育てを学ぶ機会の減少や、都市化による地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境を踏まえた取組を推進する必要があります。

特に、少子化や都市化・核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の充実を図るため、民生・児童委員、家庭児童相談室などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

### 【取組の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身につくよう、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めるとともに、地域子育て支援センターを拠点として、子育て支援施策の総合的な推進に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの関係機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

## (5) 企業・職場

### 【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域社会に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

本市では、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねつとやましろ）」への参画を呼びかけるとともに、城陽商工会議所等と連携し、市内企業を対象とした人権教育・啓発の研修会等を行っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、取り巻く環境の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要と

なっています。

今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図る取組が必要です。

また、企業活動の実施に際しては、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

### 【取組の方向】

企業は地域社会の構成員であり、仕事と家庭等の両立が図られる働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業を対象とした人権研修の充実に努めるとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、啓発資料の配布や啓発DVDの貸出し等による情報提供に努めます。

## 3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員・教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

### (1) 市職員

#### 【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、社会・経済情勢が急速に変化する中で、人権に関するさまざまな課題を的確にとらえ、これについてより広くより深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

市職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題などさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目的に職員研修を行っています。

#### 【取組の方向】

市職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い

人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促すワークショップ方式による研修を行います。

また、地域におけるさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる市職員の育成に取り組みます。

さらに、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

## (2) 教職員・社会教育関係職員

### 【現状と課題】

教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚を持つことや、人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期解消や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

また、社会教育においては、社会教育関係職員が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、さまざまな形での指導者研修を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

### 【取組の方向】

教職員については、各学校における日常的な研修を基本とするとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期解消や体罰根絶のため、「城陽市いじめ防止基本方針」等に基づき、研修の充実に努めます。

教職員自らが豊かな人権感覚を持ち実践すること、同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実に努めます。

さらに、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、資質の向上を目指す研修の一層の充実に努めます。

## (3) 医療関係者

### 【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント（説明と同意）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療を提供することが求められています。

## 【取組の方向】

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等が所属する各医療関係団体において、人権意識の一層の向上が図られるよう努めます。

## (4) 保健福祉関係者

### 【現状と課題】

市民にとっても身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会が多い民生・児童委員、社会福祉施設職員、保育士、看護師、保健師等の保健福祉関係者に対しては、研修や講演会など人権意識の高揚に向けた取組が行われています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識を持って、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

### 【取組の方向】

保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・研修の充実に支援します。

## (5) メディア関係者

### 【現状と課題】

メディアは市民生活と密接に関わることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道されれば影響力が大きいため、人権や権利の侵害は非常に大きなものとなります。報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

### 【取組の方向】

メディア関係者に対し、その活動を通して市民に対する人権尊重の積極的な働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促します。

## 4 指導者の養成

---

人権教育・啓発を効果的に推進するために、市民の身近なところで、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、さまざまな研修機会などを通じて、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供などを行い、その活動を支援します。

## 5 人権教育・啓発資料等の整備

---

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の充実・整備に努めます。

学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げたり、人権上大きな社会問題となった事例に関するタイムリーな情報提供を行います。

## 6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

---

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強く継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざまなメディアを積極的に活用し、憲法週間（5月1日～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

## 7 人権に関する相談の充実

---

各人権分野における相談体制の充実を図り、人権が侵害されたり、侵害される恐れがある人に対して、解決のための助言や専門機関の紹介など、情報提供の充実に努めます。また、さまざまな機会や広報媒体を活用して、積極的に相談窓口及びその活動内容等の広報に努めます。

さらに、さまざまな問題に幅広く、また、早期に対応できるよう、国及び府、近隣市町村、「京都人権啓発推進会議」、「山城人権ネットワーク推進協議会」、「城南人権擁護委員協議会」等の関係団体及び相談機関等との連携の強化を図ります。

### あ行

#### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。わが国は、1995年（平成7年）12月に批准している。

#### いじめ防止対策推進法

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

#### インフォームド・コンセント

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得ること。

#### エイズ（AIDS）

後天性免疫不全症候群（acquired immunodeficiency syndrome）のこと。HIV（ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus））感染によって生じ、適切な治療が施されないと重篤な全身性免疫不全により日和見感染症や悪性腫瘍を引き起こす状態をいう。

#### HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

#### SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

#### NPO

非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年（平成10年）12月に施行された。

### か行

#### 介護保険施設

介護保険サービスで利用できる施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）。

#### 学習指導要領

全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

## 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障がい者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

## 共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

## 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）

性暴力被害者に対して、被害直後から中長期にわたる総合的な支援（医療的支援、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連支援、法的支援等）を提供するため、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して設置している。専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応する。

## 京都府人権啓発推進会議

同和問題などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年（昭和59年）に設立。

## 憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

## 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

2005年（平成17年）に制定された、高齢者の虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた法律。

## 合理的配慮

障害者差別解消法では、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、市は合理的配慮をしなければならないものとし、事業者は合理的配慮をするように努めるものとしている。

## 国際人権規約

1966年（昭和41年）12月の国連総会で、①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書が採択され、その後、1989年（平成元年）に④市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2選択議定書が採択された。国際人権規約は、これら四つの条約の総称である。国際人権規約は世界人権宣言とともに、国際連合の人権活動を支える基本文書である。わが国は、①及び②の両規約について、1979年（昭和54年）6月に批准し、同年9月に効力を発生したが、③及び④の両選択議定書については批准していない。

## 戸籍謄本等不正取得事件

京都府では2003年（平成15年）に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005年（平成17年）以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

2014年（平成26年）1月施行。子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

## 子ども・子育て支援新制度

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度（2015年（平成27年）4月施行）。

## 雇用・労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

## 婚外子（嫡出でない子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。反対に、法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

## さ行

### 参加型学習

講義形式などの知識伝達型の学習に対して、指導者と学習者、学習者向上のコミュニケーションを取り入れるなど、学習者の主体的な学びを引き出す中で、お互いの気づきや考えを共有しながら、知識や技能、意欲を高めていこうとする学習。

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年（平成19年）12月に策定。

### 事前登録型本人通知制度

住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度。この制度を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的としている。本市では2014年（平成26年）6月導入。府内全市町村において実施されている。

### 指導の重点

京都府教育委員会及び府内市町村教育委員会がその年度の学校教育、社会教育を進めていく方向と今日的課題に基づく取組の努力点を示し、各学校（園）及び社会教育関係機関等における教育活動の指針とするもの。

### 児童憲章

1951年（昭和26年）5月5日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

## 児童の虐待の防止等に関する法律

2000年（平成12年）に施行された児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

## 児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律。2014年（平成26年）、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改正され、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

## 障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。障害者権利条約の批准に向け、2011年（平成23年）改正施行。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012年（平成24年）10月施行。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がいのある人を擁護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

## 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障がい者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利に実現のための措置等を締結国に求めている。わが国は、2014年（平成26年）1月に批准している。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。施行は一部の附則を除き2016年（平成28年）4月1日。

## 城南人権擁護委員協議会

人権擁護委員法により、人権擁護委員は、各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織している。本市は、城南人権擁護委員協議会の区域に含まれている。

## 城陽市いじめ防止基本方針

児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、学校・家庭・地域社会その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、2014年（平成26年）に策定された方針。

## 城陽市学校教育指導の指針

城陽市教育委員会が、その年度の学校教育を進めていく方向性と今日的な教育課題に基づく取組の努力点を明らかにすることにより、教育活動を推進する指針を示したもので、各園、学校において、教育目標及び教育計画を策定する際に活用される。

## 城陽市総合計画

将来における城陽市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなる。現在、2017年度（平成29年度）を始期とする第4次総合計画の策定を進めている。

## 城陽市個人情報保護条例

個人情報の適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、あわせて、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする条例。

## 城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画

介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年（平成37年）度を見据えた地域包括ケアシステムを構築するため、老人福祉法の規定に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。

## 城陽市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定。子ども・子育て支援の質的・量的な充実とともに、地域全体で子ども・子育てを支援する体制を整備し、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができるまち、子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまちを築くことを目的とする計画。

## 城陽市障がい者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画で、市が進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画。

## 城陽市男女共同参画を進めるための条例

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする条例。

## 城陽市男女共同参画計画（さんさんプラン）

城陽市男女共同参画を進めるための条例第9条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための具体的な基本目標や課題、施策などを示したもの。

## 城陽市犯罪被害者等支援条例

本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする条例。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。わが国は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に2015年（平成27年）に施行された法律。これにより、2016年（平成28年）4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることになる。

## 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

## 人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

## 人権教育のための国連10年京都府行動計画

京都府では人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、1999年（平成11年）3月、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針となる「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定し、また知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策に積極的に取り組んできた。

## 人権教育のための国連10年城陽市行動計画

城陽市では、人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発推進に係る城陽市の基本的指針となる「人権教育のための国連10年城陽市行動計画」を策定。

## 人権教育のための世界計画

1995年（平成7年）から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が2004年末で終了することを受けて、2004年（平成16年）12月10日に開催された第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に決議された。

## 人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

## 人権擁護施策推進法

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

## ストーカー行為

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすること。

## 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年（平成16年）7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障がいがある方で、法律に規定された要件（①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することができるようになっている。

## 性同一性障がいのある人や、同性愛者、両性愛者等

総称する用語として「性的少数者（性的マイノリティ）」や「LGBT（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む体と心の性が一致しない人）の英語表記の頭文字を並べた言葉）」などがある。

## 性の自己意識

人間は、自分の性が何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを「性の自己意識」や「性自認」という。

## 世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOがエイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

## 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

## 世界人権宣言 65周年京都アピール

2013年（平成25年）11月、世界人権宣言65周年記念京都人権啓発フェスティバルにおいて、京都府知事、京都市長、京都法務局長、（公財）世界人権問題研究センター理事長の4者により、世界人権宣言の精神と意義を再認識するとともに、人権尊重の理念を改めて幅広く訴えかけることを目的として発表されたアピール。

## 世界保健機関（WHO）

World Health Organization。世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、職場や学校、地域等における環境を害したり、又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいう。

## た行

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

### 地域改善対策協議会

略称：地対協。1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

### 手で輪を広げる城陽市手話言語条例

2015年（平成27年）に施行。「手話が言語である」という認識に基づき、手話への理解の促進や手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築し、全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目的として制定された条例。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。こうした暴力や言動は、同居する児童に心理的外傷を与えるとして、児童虐待にも含まれる。

### 同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

### 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

## 土地調査問題

不動産取引における土地調査とは、不動産会社がマンション開発等を行う際に、候補地周辺のマンションの需給動向や価格帯、地域特性（地域の評価、イメージ）などの情報を入手し、需要と採算性を見極めるために行う調査のこと。2007年（平成19年）に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査」で、差別につながる調査、報告（同和地区等を「不人気地域」と表現する等）が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。

## な行

### 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。

### ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

## は行

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障害の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている文化・情報面、制度面、意識面等の障壁の除去という意味でも用いられる。

### パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

### ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

### ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

## 東日本大震災

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。被災地域が広範に及び、極めて多数の犠牲者を出すとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大災害。

## フィルタリング（利用制限）サービス

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

## 府民調査

京都府が2011年（平成23年）及び2014年（平成26年）に実施した、『「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査』。

## ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団若しくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を先導し、又は侮辱する表現行為などと説明される。ヘイトスピーチが、その対象となった人びとの自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年（平成26年）には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会からわが国に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。こうした行為の代表的なものとしては、2009年（平成21年）12月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）

2002年（平成14年）8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、2012年（平成24年）6月、10年間の時限法であった法の期限がさらに5年間延長されている。

## ボランティア

自らの意思で行う、見返りを期待しない「社会的貢献」。

## ま行

### マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格等の不利益な取扱を受けること。

### 民生・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

### メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人びとに伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。

## メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

## や行

### 山城人権ネットワーク推進協議会

2008年（平成20年）4月に、山城地域において「人権尊重理念の普及」「さまざまな人権問題の解決」に向けた広域的で、企業や民間団体がともに参加した広範な市民連携の組織。

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980年代にロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。①誰にでも使用でき入手可能（公平性）、②柔軟に使用できる（自由度）、③使い方が容易にわかる（単純性）、④使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、⑤間違えても重大な結果にならない（安全性）、⑥少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、⑦アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）。

## ら行

### ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

### 労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

## わ行

### ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK（身体を動かす）＋SHOP（自分で作ってものを公開する場）、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人びとと積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とはことなり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

## ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### ■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにするものとする。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

### ■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにするものとする。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

# ○世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第2次城陽市人権教育・啓発推進計画

2016年（平成28年）3月  
城陽市市民環境部市民活動支援課  
〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16・17  
TEL 0774-56-4001